

連載：博物館と社会を考える

第5回

博物館の国際的動向2016

林 浩二（千葉県立中央博物館）

前4回から少し離れて、今回は博物館分野における国際的動向を見ていきたいと思います。ここ数年、世界の博物館界では大きな出来事が相次いでおり、また今後数年間に日本国内で計画されている大きなイベントがいくつもあります。あらゆる館種の博物館やその周辺で活動する方々にとって、それらの動向にどんな意味があるのかわたしなりに見ていきたいと思います。

連載「博物館と社会を考える」

第1回 科学館は博物館ですか？（2015年5月）

第2回 博物館はいくつありますか？（2015年7月）

第3回 博物館の展示は何かを伝えるのですか？（2015年9月）

第4回 博物館の展示は何かを伝えるのですか？ その2（2016年2月）

第5回 博物館の国際的動向2016（2016年10月）

1. ICOM ミラノ大会（2016）

今年、2016年は国際博物館会議（International Council of Museums 以下、ICOMと略します）の3年に1回の大会（General Conference）が開催される年に当たります。今回の開催都市はイタリア北部のミラノ市、世界文化遺産をいくつも擁する歴史と文化の町です。ICOMの第24回大会は2016年7月4日～9日にミラノの国際会議場（Milano Congressi、MiCo）を中心とした会場で開催されました。世界129の国と地域から博物館職業人 3,433名が集まったとのことでした。（注1）



ICOM 2016 ミラノ大会 開会式。大会中、これが最大の会場で、基調講演等の他、最終日の総会（General Assembly）が行われた。（MiCo ミラノ国際会議場で 2016.7.4 撮影、パノラマ画像）



ICOM 2016 ミラノ大会の会場、Mi-Co ミラノ国際会議場の入口。MiCoは現在ヨーロッパおよび世界で最大の国際会議場とのこと（注2）（Milano Congressiで、2016.7.4 撮影）

ICOM (<http://icom.museum>) はあらゆる館種の博物館を含む、博物館と博物館職業人 (professionals) の組織です。1946年設立、本部はパリで、136の国と地域から35,000名の会員が集っています（注3）。UNESCO（国際連合教育科学文化機関）は同じく1946年にパリを本部として設立され、国連機関とNGOと立場は異なりますが緊密な関係にあります。

今回のICOMの大会には、日本から大勢の関係者が出席しました。2015年6月の本部パリにおけるICOM年次総会で、その次の第25回大会が京都市で開催されることが決まっていたからです。わたし自身、ICOMには1994に入会し、国内での集まりには出席したことはあったものの、大会への参加は実は今回が初めてでした。

この連載の第1回で博物館の定義を調べる際に、国際的な合意としてこのICOMの規約 (statute) における用語「博物館」の定義を参照しました。実は今回、ミラノではこの定義に影響を及ぼす決定がなされたのです。まず最初にこのことを紹介します。

ICOMでは大会の度に、その時点で課題となる点について総会で決議 (resolutions) を採択します。今回の第31回通常総会では景観に対する責任、博物館における社会統合・ジェンダー等の主流化、内戦やテロ発生時の文化財の保護、文化財の国際的貸借の促進と保護の4件が決議されました。

このうち、わたしが注目したのは、最初の景観に対する責任の決議です。

Resolution No.1: The Responsibility of Museums Towards landscape

この決議案1. の「前文」を試みに訳してみると

博物館と景観は人類の物理的、自然的、社会的そして象徴的環境の必須の要素である。

景観は社会的要素と自然の要素の間で定まる高度に複雑なネットワークである。景観の豊かさ (richness)はその多様性に起因する。

博物館(複数)は(定冠詞)景観の一部である。博物館はその環境にリンクした有形および無形の証拠 (testimonials)を集める。彼らの遺産を構成するこれらコレクションは、その景観なしには説明し得ない。

博物館は、都市域、農村地域のいずれであっても、それを取り囲む景観に対して特別の責任を持つ。これは二

重の義務を意味する; 一方で地域のための持続可能な開発における遺産(heritage)の管理(management)と保全(upkeep)、もう一つはその景観自身と同一(identify)し暗示(connote)するイメージや表現に注意を払うこと。

と書かれています。さらに、決議文(略)および博物館への勧告の後には、

国際博物館会議(ICOM)は、博物館の定義、ICOM規約およびICOM博物館倫理など、その基本的文書において文化的景観への言及を強調する必要性を想定している。

と記されており、近い将来にICOMにおける博物館の定義等が改定されることまで言及されています。

ICOMの基本文書における博物館の定義の改定として最近の大きなものは、2007年のウィーン大会の時の第21回総会における、博物館の対象とするものとして、従来は有形の証拠品に(material evidence)限られていたものから、有形および無形の遺産(tangible and intangible heritage)への改定(注4)です。

ところが、無形遺産が含まれるようになるという一大変革であったにもかかわらず、ICOM日本委員会等による直後の報告2件には、そのことへの言及が見当たりません。

(参考: 日本博物館協会(編) 2008. イコム大会報告書(第21回オーストリア ウィーン大会) 102p. イコム日本委員会, 東京, および 水嶋英治. 2008. 激変する国際社会と博物館専門職の高度化 — ICOMウィーン大会2007と採択「決議」— 博物館研究 43(1): 5-11.)

実はわたし自身、2008年5月に都内で行われたICOM日本委員会総会に出席し、ウィーンでのICOM総会で博物館の定義が改定された話を確かに聞いたはずですが、特に一大事という話題ではなかったと思われまふ。定義の英文版が資料として配られたかどうかは確認できていませんが、その直後の知人への電子メールで規約における博物館の定義文中に intangible を記しています。しかしわたしも、それを受け取った友人も、事の重大さには気がついていませんでした。

ウィーン大会の前はソウルでの2004年の大会で、ICOM韓国委員会が選んだ大会テーマは、Intangible Heritage そのものでした。その総会に出席していた別の友人は、2007年の規約改定につながる総会決議(注5)がなされたことに立ち合っていないながら、その3~4年後に規約改定の事実を知ったわたしたちと同様、意味を十分には理解できていなかったこととなります。

わたしが事の重大さにより気がついたのは、2012年に日本環境教育学会が企画した『環境教育辞典』で博物館の項の記述を担当することになったのがきっかけでした。辞典の記述なので、既存の出版物やウェブ情報にできるだけあたることとし、ICOMの規約のページを閲覧しました。しかし、2007年に「無形」が加わるという改定があったことへの言及は、2012年当時に出版されている博物館学ないし博物館に関して記述している書籍の中には見当たりませんでした。わたしが「博物館」の項でこの2007年改定に言及した『環境教育辞典』は2013年7月に刊行されました。

最近、日本語の出版物で、この改定が重大だという記述により行き当たりました。それは、ICOM 2010 上海大会の開催に合わせて出版された『博物館学のキーコンセプト』(注6)の日本語版(2015)です。特に65ページからの「博物館」の項では、

「2つの定義の差- 無形遺産への言及とわずかな文章構造の変更- は一見重要でなさそうに見えるが、ICOMにおいて英米の論理が優勢であること及び調査・研究の重要性が低下していることの2つの事実を証明している。」(p.65 右段 9-11行目)

という記述があり、大変に興味深いものです。このあたりについては回を改めて調べてみたいと思います。

2017年のミラノに話を戻しましょう。総国内委員会・国際委員会・地域連盟（Regional Alliance）・加盟機関（Affiliated Organisation）は総会における投票権を持ち、総会の広い会場の前方の机席に着きます。投票は電子的に行われます。一方、一般会員であるわたしは総会における投票権を持ちませんので、後方の椅子席で聞いていることとなります。それでも、決議1.の英文資料を見てすぐに、これは大きな改定につながる歴史的な決定の場なのだと、今回はすぐに理解できましたし、近くに着席していた日本人参加者ともそういう話をしていました。



ICOM 2016 ミラノ大会の第31回総会で用いられた電子投票機器。(2016.7.9撮影)

ちなみに、今回の第31回通常総会の会議資料は、簡易に製本された冊子として当日、配られました。一方、これらの決議案は別に、ステープルで綴じた状態で配られました。大会の直前ないし途中で開かれる会議等で交渉・修正が行われる結果を反映するためと理解できます。同様に、規約の改定などを伴う臨時総会の資料もステープル綴じでした。

配られた決議案の資料には、この景観保護の決議1.は、2016年7月5日、すなわち大会3日目＝総会の4日前に、ICOMフランス委員会、ICOMイタリア委員会およびICOFOM（ICOM博物館学国際委員会）から提出された草案に基づくと記されていました。

もしかすると次回、2019年の京都での総会で、ICOMの基本文書における博物館の定義等の改定が決定されるかもしれません。

ICOM大会の度にICOM日本委員会から報告書が出ることになっているので、ミラノ大会についての報告書の刊行を待ちたいと思います。ICOM日本委員会の中心的なメンバーの一人、栗原祐司さんによるミラノ大会の速報（注7）がこのほど刊行されました。

その栗原（2016）が指摘するとおり、ICOMイタリア委員会は、2014年7月（すなわち、大会開催の2年前）には、ICOM大会と同じ「博物館と文化的景観」をテーマにシエナ市で会議を開催し、シエナ憲章を決議しました（注8）。仕上げとして、ICOM大会ではこの決議が採択されたこととなります。

ICOMの博物館の定義において博物館が扱うものが、「物的証拠」から「有形及び無形の遺産」へと2007年に変わり、今回、博物館の建物を飛び出し、周囲の景観にまで及ぼうとしています。ふつうの博物館が、現地での地域住民による保全を強調する「エコミュージアム」や、近年日本でも注目され

つつある「ジオパーク」などと、どんどん近づきつつあるという方向性をわたしは強く意識しています。このあたりについても稿を改めて考えたいと思います。

2. UNESCO総会の2015年勧告

次に昨年2015年11月のUNESCOの第38回総会で採択された博物館とそのコレクションに関する勧告(recommendation)について紹介します。

タイトルは “Recommendation Concerning the Protection and Promotion of Museums and Collections, Their Diversity and their Roles in Society.” (「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」) で、前文と35項目の勧告から構成されています(注9)。

この勧告の背景・意義を理解するためには、UNESCO事務局で本文書の作成を担当した林菜央さんによる解説(注10)がきわめて有用であり、強くお勧めします。

今回の勧告の55年前、1960年には、UNESCO総会による、博物館に関するもう一つの勧告、Recommendation concerning the most effective means of rendering museums accessible to everyoneが採択されています(注11)。

文部科学省、日本ユネスコ委員会のサイトでは、これら条約や勧告についての和訳(仮訳)が掲載されています。(注12)

1960年の『博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告』に関して、井上由佳さんは文献調査を行い、結果として「勧告の日本への影響は極めて小さかった」と結論づけています(注13)

2015年勧告は以下のような構成からなっています。

| | |
|---|----------|
| 前文 | |
| イントロダクション | 1-3 項目 |
| Ⅰ. ミュージアムの定義と多様性 (ミュージアム、コレクション、遺産) | 4-6 項目 |
| Ⅱ. ミュージアムの主要機能 (保護、研究、コミュニケーション、教育) | 7-12 項目 |
| Ⅲ. 社会におけるミュージアムにとっての課題 (グローバル化、経済およびクオリティ・オブ・ライフ とミュージアムの関係、社会的な役割、ミュージアム と情報通信技術) | 13-19 項目 |
| Ⅳ. 政策 | 20-32 項目 |
| (基本政策) | 20-23項目 |
| (機能に関する政策) | 24-32項目 |
| しめくくり | 33-35 項目 |

本文を見ていきましょう。

まず、UNESCO総会による勧告の性質について、2015年勧告の「前文」では

- ・UNESCOの勧告は、様々な利害関係者に向けて原則や政策指針を提示する、法的拘束力を持たない文書である
- ・総会は、加盟各国が、その司法権の及ぶ地域内において、本勧告において示された原則や規範を執行するために必要な法的その他のあらゆる措置を講じることによって、以下の条項を適用することを推奨する

とされます。

さらに「前文」では、

- ・ミュージアムが、UNESCO憲章に規定されている当機関の根本的な使命のいくつか、すなわち、客観的真理が拘束を受けずに探究され、かつ、思想と知識の自由な交換によって、文化の広い普及、正義・自由・平和のための人類の教育、人類の知的及び道徳的連帯の創出、すべての人のための充分で平等な教育機会などへの貢献等を共有するものであることを考慮し、

- ・UNESCO憲章に述べられているように、当機関の役割の一つは、加盟国の要請によって教育事業の発展のためにその国と協力することや、人種やジェンダーや経済的社会的その他あらゆる差異に関わらず教育の機会均等の理想を進めるために諸国間の協力関係をつくることなどによって、市民教育と文化の普及のため新しい刺激を与えることであり、また、知識を維持し増進し、かつ、普及することであることも併せて考慮し、

- ・時間と場所によって多様な形態をとる文化の重要性と、その多様性から人々や社会が享受する利益、そして、地域社会や国民や国家の利益のために、文化をその多様性ととも、各国および国際的な開発政策の中へと組み込んでいく必要性とを認識し

- ・動産または不動産の有形無形の文化遺産と自然遺産を保存し研究し伝達することは、あらゆる社会にとって、また文化間の対話、社会的団結、そして、持続可能な発展にとって、きわめて重要であることを確認し、

- ・第11回UNESCO総会(パリ、1960年12月14日)で採択された1960年の「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」のなかで述べられているように、ミュージアムはこれらの課題の達成に効果的に貢献しうることがここに再確認し、

- ・ミュージアムとコレクションが、「世界人権宣言」の第27条や、「社会的、経済的および文化的権利に関する国際規約」の第13条と第15条にあるように、人権の向上に貢献するものであることをさらに確認し、

- ・ミュージアムが遺産の保管を担うという本質的な価値を有するのみならず、創造力を刺激し、創造産業や文化産業、楽しみのために機会を提供し、世界中の市民の物質的・精神的福祉に貢献するという、ますます大きくなる役割を担っていることも考慮し、

次いで「イントロダクション」から

1. 文化及び自然の多様性の保護と振興は、21世紀における主要な課題である。この観点から、ミュージアムと

コレクションは、自然と人類の文化の有形無形の証拠を安全に守るための、最も重要な機関である。

2. ミュージアムはまた、文化の伝達や、文化間の対話、学習、討議、研修の場として、教育(フォーマル、インフォーマル、及び生涯学習)や社会的団結、持続可能な発展のためにも重要な役割を担う。ミュージアムは、文化と自然の遺産の価値と、すべての市民がそれらを保護し継承する責任があるという市民意識を高めるための大きな潜在力を保持する。ミュージアムは経済的な発展、とりわけ文化産業や創造産業、また観光を通じた発展をも支援する。

3. この勧告は加盟各国に、ミュージアムとコレクションの保護と振興の重要性を喚起し、遺産の保存と保護、文化の多様性の保護と振興、科学的知識の伝達、教育政策、生涯学習と社会の団結、また創造産業や観光経済を通して、ミュージアムとコレクションが持続可能な発展のパートナーであることを確認する。

5. 当勧告において、コレクションという語は「有形及び無形の、過去と現在における自然財や文化財の集合体」iiiと定義される。加盟各国は、当勧告の目的にかなうよう、自国の法的枠組みの観点から、コレクションという語によって理解されるものの範疇を定めるべきである。

iii この定義は、国際博物館会議(ICOM)が提供する定義を部分的に反映している。

6. 当勧告において、遺産という語は、有形または無形の価値あるものの全体として、また所有権に関わらず現世代が保護し称揚して次世代へ継承するに値するものとして、人々が選択し特定した、人々のアイデンティティや信条、知識と伝統、生活環境を反映し表現するものとして定義されるiv。この遺産という語はまた、UNESCOの文化諸条約に含まれる、文化遺産や自然遺産、有形や無形の文化財や文化的資料についての定義を踏まえたものである。

II. ミュージアムの主要機能(コミュニケーション) については、

11. コミュニケーション政策では、社会的統合、アクセス、社会的包摂が考慮されるべきであり、通常はミュージアムを利用することがない集団を含め、一般市民と連携して実行されるべきである。ミュージアムの活動は、それに賛同する一般市民や地域社会の行動によって、強化されるべきである。

III. 社会的課題 では、

(経済およびクオリティ・オブ・ライフとミュージアムの関係)

14. 加盟各国は、ミュージアムが社会において経済的な役割を演じることや、収入を生む活動に貢献しうることを認識すべきである。加えて、ミュージアムは、観光経済に関係して、所在地周辺の地域社会や地方のクオリティ・オブ・ライフに貢献するような生産的な事業を行っている。より一般的には、ミュージアムはさらに、社会的弱者の社会的包摂を増進することもできる。

(社会的な役割)

16. 加盟各国は、1972年のサンティアゴ・デ・チレ宣言で強調された、ミュージアムの社会的役割を支援するよう奨励される。ミュージアムは、あらゆる国でますます、社会において鍵となる役割を担うものとして、また、社会的統合と団結のための要素と認識されている。この意味においてミュージアムは、不平等の拡大や社会的絆の崩壊に

みても、後述の世界科学館サミットのサイト以外のいくつかのページ以外には見つかりませんでした。

わたしも、来年2017年に科学館の「サミット」があるという話は聞いていました。そのページが立ち上がっており、会議の正式名称が Science Centre World Summit（世界科学館サミット、以下 SCWS）であることがわかりました（注16）。

SCWS 2017は第2回のサミットとして、2017年11月に日本科学未来館で開催されます。SCWSは3年に1度の開催で、直前の2014年に第1回が開催された場所が、冒頭に挙げたベルギーの都市、メヘレンでした。このサミットに先立つ会議があり、Science Centre World Congress（世界科学館会議、以下 SCWC）は1996年にフィンランドで始まりました（注17）。

「メヘレン宣言(Mechelen Declaration)は、SCWS2014での議論をまとめ上げて作成されたアクションプランです。この宣言は、2008年にカナダのトロントで行われた5SCWCと、2011年の南アフリカケープタウンで行われた6SCWCでの宣言に基づいて作成されました。よりよい未来をつくるための市民参加を促すために、世界中の科学館とそのパートナーが行動すべき指針が宣言されています。」

メヘレン宣言は以下の11か国語に翻訳されています。英語・中国語・オランダ語・ドイツ語・ヒンドゥー語・イタリア語・日本語・ポーランド語・ポルトガル語（ブラジル）・ポルトガル語（ポルトガル）・スペイン語

（注18）

メヘレン宣言とUNESCO総会の2015年勧告を比較して読めば、呼応する点が多いことは明らかです。

念のため、SCWS2014のサイトも見てください（注19）。このページの本文4行目の最初の「here」に、サミットで誰が署名したのかが出ています（注20）。このうち、下段の組織と署名人のところには、

“The Following persons and organisations, present at the Science Centre World Summit welcome the science centre field's effort to start a dialogue with likeminded organisations in a various ways to achieve above goals.

They agree to promote the Declaration to their organisation and to respond to future invitations to discuss potential partnerships.”

と説明があります。科学館とは別の機関・組織ではあるが、サミットに同席した上でこの宣言の趣旨に同意して、パートナーとして活動していくという5つの組織があり、左から2番目に、国際博物館会議（ICOM）の当時の会長、Prof. Dr. Hans-Martin Hinz の名前があることがわかります。すなわち、ICOMはこの憲章をサポートするという意志表示がなされたと言えるのです。それゆえ、この憲章を科学館だけの行動指針と考えるのは過小評価であり、あらゆる館種の博物館にとっても自らの活動の選択肢の候補として考えてよいと考えることができます。

SCWS 2014には、こちら直前の大会ということで、日本科学未来館の毛利衛・館長、屠耿（トコウ）・国際調整室長ら数名が参加したとのことです。全国科学館連携協議会（通称、連携協）のページに残る記録（注21）から、平成27年度総会（2015年6月17日、日本科学未来館）で、屠耿・国際調整室長がSCWSについて説明していますが、公開されているスライド（注22）全9ページのうち4ページ目で赤文字でメヘレン宣言と出ているものの宣言文の具体的な内容についてはスライドにはな

く、どのような話が出たのか、確認できていません。

公開されてはいないものの、翻訳の実務を担当した方はおられるわけですが、特に情報が外に出るわけではなかったようで、策定から3年半近くが経ちますが、SCWS 2017大会の発表企画募集に備えてページを立ちあげてもメヘレン宣言が特に注目されることは、今のところないようです。



日本科学未来館は2001年7月に設立され、15年周年を迎えるこの2016年4月までに常設展示をほぼ全面的にリニューアルした。「コ・スタジオ」は新しくできたスペースの一つで、科学コミュニケーターによる対話型イベント等に使用される。

(<http://www.miraikan.jst.go.jp/activity/costudio.html>)

4. まとめに代えて

今回は、2016年のiCOM大会、2015年のUNESCO総会、2014年のメヘレンでの世界科学館サミットで決議された、日本の博物館にも大きな影響を持つであろう文書についてごく簡単な紹介をしたにすぎません。これらの文書とその意味するところは日本の博物館の活動にも大きく関係するはずです。関心を持たれた方はぜひ本文および英語の原文を参照していただきたいと思います。

ただし、自分自身がそうであったように、文言は読んでいても、腑に落ちないことは十分にあり得ます。逆に言えば、文字面を読んでいても、その意味するところ、自分の博物館の活動や他の博物館の活動やその可能性に思い至らないことには、理解したことにはならないでしょう。一人で考えるよりも、たとえば、ワークショップ形式の研修会で、職員それぞれのさまざまなアイデアをぶつけるような活動をすれば、きっとこれら文書の有効性が明らかになると期待しています。研修会や自主的な勉強会などあらゆる機会を通じて、博物館を持続可能な地域・社会の役に立つ存在とできるようにしていきたいと考えます。

みなさんからのご意見を歓迎します。

kozi★pb3.so-net.ne.jp (★を@に代えて送信)

謝辞

本稿をまとめるに当たってお世話になった稲庭彩和子さん（東京都美術館）・五月女賢司さん（吹田市立博物館）・笹木一義さん（日本科学未来館）、未公開論文を閲覧させてくださった井上由佳さん（文教大学）、最新の執筆記事を閲覧させてくださった栗原祐司さん（京都国立博物館）ほかの皆さんに深く感謝いたします。

注1 <https://www.youtube.com/watch?v=3qDQcXtNLiM> のビデオ映像から.2016.9.30閲覧。

注2 http://www.micomilano.it/SpaziORG_en.html 2016.9.30閲覧

注3 <http://icom.museum/the-organisation/icom-in-brief/>

注4 http://archives.icom.museum/hist_def_eng.html ではICOMの規約 (statute) における博物館の定義の英文版における変遷を、1946年 (設立時) から現在最新の2007年まで記している。

注5 ICOMの総会における決議はすべてウェブに載録されている。ICOM 2004 ソウル大会の第21回総会における決議 (resolution) は以下のページに出ており、無形文化財の保全が決議 1 として採択されたことがわかる。

<http://icom.museum/the-governance/general-assembly/resolutions-adopted-by-icoms-general-assemblies-1946-to-date/seoul-2004/>

注6 <http://icom.museum/professional-standards/key-concepts-of-museology/>

日本語版の作成は、フランス語・英語・スペイン語・中国語・ロシア語・ラトビア語・ペルシア語・ポルトガル語・ギリシア語に次いで10番目。日本語版の発行日時は、PDFには奥付がないので確認しにくいですが、facebookのICOM日本委員会公式アカウントの発言から、2015年10月かその直前と推察される。ところが、翻訳に関わった水嶋英治氏によると、「・・・日本語訳も2011年にはできあがっていた。あとはオフィシャルレター 1 本で承諾をとればというところまでなっていました。」(日本ミュージアム・マネージメント学会報 69号 vol.18 no.4 p.15 左段 8~10行目、2014年3月発行) とのこと。

とあるブロガーによる twitter (2012年1月27日 1:16 pm) に、

「参加者に、博物館学理論書『KEY CONCEPT OF MUSEOLOGY(博物館学の基礎概念)』の日本語訳プレゼント「博物館について考えるー博物館学の基礎概念・博物館教育学の未来像 (JMMA)」2/25」という記述が見られた。少数数が私的に配布された可能性があるが未確認。

注7 栗原祐司. 2016. ICOMミラノ大会レポート. 博物館研究 51(10): 22-24. (2016年10月号)

注8 この会議についてのICOMの記事は

<http://icom.museum/news/news/article/siena-charter-proposed-by-icom-italy-at-its-international-conference-museums-and-cultural-landsc/>

シエナ憲章 The Siena Charter の英文版は

http://icom.museum/uploads/media/Carta_di_Siena_EN_final.pdf

注9 勧告の原文

http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=49357&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html

ICOM日本委員会による訳が博物館研究 51(3): 24-27 (2016) に載録され、下記ウェブサイトでも公開されている。

https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/UNESCO_RECOMMENDATION_JPN.pdf

注10 林 菜央. 2016. ミュージアムと収蔵品の保存活用、その多様性と社会における役割に関するユネスコの新しい国際勧告の採択. 博物館研究 51(2): 22-24.

注11 UNESCOサイトの英文版

http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=49357&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html

注12 文部科学省、日本ユネスコ委員会のサイト、1960年勧告の仮訳

<http://www.mext.go.jp/unesco/009/004/004.pdf>

注13 井上由佳 (in press) 博物館の国際的潮流と日本の博物館—1960年ユネスコ博物館勧告とその影響の検証—, 文教大学国際学部編、国際学研究叢書(仮) 2017年3月刊予定

注14 林 浩二. 2016. 「ミュージアムとコレクションの保存活用等に関するUNESCO勧告」(2015年)から考える博物館とESDの関係. 日本環境教育学会 第27回大会(東京) 口頭発表

注15 林 浩二. 2006. 博物館の国際的組織における環境教育へのとりくみ. Musa 博物館学芸員課程年報 (20): 81-85. (追手門学院大学)

注16 <https://scws2017.org/>

注17 <https://scws2017.org/jp/about/background/>

注18 <https://scws2017.org/jp/about/mechelen-declaration/>

注19 <http://www.scws2014.org/home/mechelen-declaration/>

注20 <http://www.scws2014.org/wp-content/uploads/2014/10/Mechelen-Declaration-met-handtekeningen.pdf>

注21 http://jasma.sc/modules/activity/index.php?content_id=24

注22 <http://jasma.sc/files/file279.pdf>

※ 連載第4回の「ダイノソアファクトリーに関する主な文献リスト」に1件追加します。

— — — — — — — — — —
和田英一. 2002.

——ワイヤレス新技術を博物館で体験しよう.

<http://itpro.nikkeibp.co.jp/free/ITPro/OPINION/20020910/1/>

(日経ITProのサイト)
— — — — — — — — — —